

# 立川市都市計画審議会

令和6年2月7日（水）

○日 時 令和6年2月7日(水曜日)午後 2時00分

場 所 立川市役所 2階208・209会議室

○出席委員(14名)

会 長 4番 古川公毅君

副会長 1番 大橋南海子君

3番 嶋田貞芳君

5番 星 卓志君

6番 町田修二君

7番 大石ふみお君

8番 大沢純一君

9番 瀬 順弘君

10番 高 島 奈美君

11番 中 町 聡君

12番 原 ゆき君

13番 松 本 あきひろ君

16番 伊 藤 美帆子君

17番 藤 田 禎 樹君

○欠席委員(3名)

2番 小野和久君

14番 平本隆司君

\*平本委員の代理として高橋予防課長が出席

15番 本田英昭君

\*本田委員の代理として三橋交通課長が出席

○出席説明員

副市長 小林健司君

まちづくり部長 野澤英一君

環境下水道部長 小倉秀夫君

都市計画課長 小林誠二君

下水道工務課長 尾崎正博君

計画係長 山川友紀君

都市総務係長 中村里美君

都市計画係長 後藤貴子君

都市総務係 南山和秀君

都市総務係 舘山祐喜君

都市計画係 田中仁一郎君

○議事次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

1. 案件説明

立川都市計画下水道の変更（案）について（立川市決定）

2. その他

4 閉 会

開会 午後2時00分

○小林都市計画課長 お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
ます。

これから都市計画審議会となりますが、事前にお伝えしたとおり、本日は審議会終了後に勉強会が予定されております。お時間の許す委員の皆様にはぜひ御参加いただければと思っております。

それでは、都市計画審議会について、会長に進行をお渡しします。

---

○古川会長 古川でございます。お預かりいたします。

それでは、これより都市計画審議会を開催いたします。

まず、立川市副市長さんより御挨拶を頂戴いたします。

○小林副市長 本日は大変お忙しいところ、立川市都市計画審議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から立川のまちづくり、審議会の運営につきまして御協力をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

昨年12月26日から副市長として着任いたしました小林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まちづくりは百年の計というわけでもございませんが、その時々のご決定が長い将来にわたって生き続けるものだと考えております。そういった意味では大変重要で慎重な議論が必要でございますし、また現行法制度の範囲の中で将来のまちの姿を描いていただく大変難しい作業であるとも考えてございます。

ぜひとも委員の皆様におかれましては、将来にわたって評価される、そんな立川のまちづくりを活発な御議論いただくようお願い申し上げます。

本日は、案件が1件ございます。来年度諮問する予定でございます立川都市計画下水道の変更（立川市決定）（案）についてでございます。詳しくは担当より御説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○古川会長 ありがとうございます。

次に、資料等について事務局より申し上げます。

○小林都市計画課長 事務局より出欠と資料の確認をさせていただきます。

本日は小野委員が欠席でございます。

立川警察署長の本田委員については、立川警察署交通課長代理の三橋様が、立川消防署の平本委員については、立川消防署予防課長の高橋様が代理として御参加されております。

続いて、本日使用する資料の御確認をお願いいたします。事前に郵送させていただいた資料は水色表紙の立川市都市計画審議会資料（案件説明）と書かれた資料と、本日机上に配布されました資料です。不足はございませんでしょうか。

それでは、会長、お願いいたします。

○古川会長 お預かりします。

まず、傍聴人はいらっしゃいますか。

○南山都市総務係 いらっしゃいません。

---

○古川会長 それでは、お手元の次第に沿って進行いたします。

本件は案件説明が1件、立川都市計画下水道の変更（立川市決定）（案）についてでございます。

それでは、内容について説明をお願いします。

○小林都市計画課長 立川都市計画下水道の変更（案）について、立川市決定の案件の説明をさせていただきます。

こちらが本日の説明内容となります。まず1点目としまして、「流域編入事業の概要について」続きまして2点目今回の「都市計画変更（案）について」、そして3点目に「今後のスケジュールについて」を御説明させていただきます。

まず初めに、流域編入事業の概要について、下水道工務課長より御説明させていただきます。

○尾崎下水道工務課長 それでは、流域編入事業等について、下水道工務課長、尾崎より説明させていただきます。

まず、「流域編入」とは、処理区域を別の処理区域に繰り入れて、終末処理場が変わることを意味します。詳しくはまた後ほどお話しさせていただきます。

それでは、説明をさせていただきますが、説明は立川市の公共下水道の状況を説明させていただきます、それから流域編入事業までの説明で進めさせていただきます。

初めに、立川市の処理区でございます。こちら立川市は4つの処理区で構成されております。まず、立川駅を中心とした合流式の立川市単独処理区、次に市城北東部から西

に向かって合流式の北多摩一号処理区、同じく合流式の北多摩二号処理区、分流式の多摩上流処理区となつてございます。

終末処理場は、単独処理区につきましては立川市の錦町下水処理場、北多摩一号処理区につきましては府中市にあります北多摩一号水再生センター、北多摩二号処理区は国立市にあります北多摩二号水再生センター、多摩川上流処理区につきましては、昭島市にある多摩川上流水再生センターとなつてございます。

なお、合流式とはトイレの水などの汚水と雨水を一緒の管で流す方式です。分流式とは、汚水と雨水を別々の管で流す方式となつてございます。

立川市単独処理区の現状と課題でございます。こちら立川市単独処理区は昭和30年6月30日に事業認可を取得し、昭和42年10月に錦町下水処理場の供用を開始してございます。

課題といたしまして、まず1点目、老朽化・耐震化への対応、2点目として、公共用水域の水質向上への対応がございます。

1点目につきましては、錦町下水処理場は供用開始から50年以上が経過してございます。狭小のため施設更新が困難だというような問題も抱えてございます。

2点目の公共用水域の水質向上への対応につきましては、放流先である多摩川や東京湾の水質向上への対応が求められてございます。

これらの課題に対応するため、都及び構成市である国分寺市、国立市との協議の上、流域編入を決定し、平成24年に都と編入に関する基本協定を締結いたしました。

次のスライドをお願いします。こちらは立川市処理区別の処理場位置図になります。右手の下になりますが、多摩川の下流より府中市にあります北多摩一号水再生センター、その上流に国立市にあります北多摩二号水再生センター、その上流が立川市にあります錦町下水処理場、さらに一番上流になりますが、昭島市にある多摩川上流水再生センターというような位置関係になつてございます。

このうち緑色で囲まれたところが立川市の単独処理区というエリアになります。こちらを北多摩二号処理区に編入をし、最終的には赤点線で囲まれた区域が北多摩二号処理区になります。これによって北多摩二号水再生センターに汚水を送り処理を開始することになります。

こちら、平成25年11月に東京都決定として、立川市公共下水道錦町処理区を多摩川左岸北多摩二号流域下水道の排水区域に編入する都市計画変更の決定を受けてござい

す。

こちらは、錦町下水処理場から北多摩二号水再生センターを結ぶ錦幹線になってございます。左手上部の紫色で囲まれたところが立川市にあります錦町下水処理場です。右手下の紫色で示されているところが北多摩二号水再生センターになってございます。こちらを錦幹線として延長約 3,380 メートルの管で結んで下水を送るということになってございます。

この錦幹線につきましては、平成 26 年 6 月に東京都決定として、立川市公共下水道錦幹線を追加する都市計画変更を行ってございます。

次のページをお願いします。こちらは、編入完了時の錦町ポンプ場になってございます。水色で示されている施設につきましては、今回の流域編入に必要な施設になってございます。まずは流入渠、これは現在 3 系統で処理場に入ってきている下水道の幹線を 1 つにまとめて、送水施設に送るための管です。そして送水施設を経た後に、北多摩二号水再生センターに向かう錦幹線という流れで下水を流してございます。

そのほか、赤く示されたところにつきましては、雨天時の対応ポンプ施設として既存施設が残ります。

なお、「根川のせせらぎ」でございますが、処理場の廃止により高度処理水の送水は停止となります。

最後になります。こちらは前の画面を御覧いただきたいのですが、こちらはあくまで将来イメージで確定したものではなく、今後の検討となりますが、既存の雨天時対応ポンプ施設も老朽化が進んでおりますので、施設更新などを行い、不要となった施設の解体をした上で、地下を合流改善施設など下水道で必要となる施設、その上部を活用していくことになるであろうと考えております。

今回の都市計画変更は、「その他施設」の錦町下水処理場を廃止し、錦町ポンプ場を同位置・同面積で位置づけるものでございます。

下水道工務課からの説明は以上です。

○小林都市計画課長　　続きまして、2 点目、都市計画変更（案）について御説明いたします。

既定の都市計画内容から今回の変更内容までについて、これより御説明いたします。

下水道は都市計画に定められるべき都市施設の 1 つであり、排水区域、処理場、ポンプ場及び主要な管渠を一体的かつ総合的に定めることとされています。

まず初めに、既定の計画について御説明いたします。

排水区域は約 2,278 ヘクタールで、基地跡地を除く市街化調整区域は含まれておりません。排水方式として、合流式区域は約 1,752 ヘクタールで、分流式区域は約 526 ヘクタールとなっています。

処理場は 1 か所あり、錦町下水処理場を定めております。ポンプ場は 2 か所あり、柏町汚水中継ポンプ場と上砂町雨水ポンプ場を定めております。

主要な管渠は、排水区域 1,000 ヘクタール程度以上を担う管渠を定めることとなっており、流域編入に必要な錦町下水処理場から北多摩 2 号水再生センターに下水を送水するために「錦幹線」のみを定めております。

今のお話を整理すると、既定の下水道の計画は、まず 1 番として、下水道の名称、2 番として排水区域、3 番として下水管渠、そして 4 番、その他の施設として柏町汚水中継ポンプ場、上砂町雨水ポンプ場、錦町下水処理場、こちらを 4 項目を定めております。

続きまして、今回の変更に係る計画図書について御説明いたします。まず、こちらが計画図書になります。変更の内容としましては、令和 6 年 3 月に予定している送水開始に伴い、下水処理機能が必要なくなるため、錦町下水処理場を廃止し、新たに錦町ポンプ場を決定する都市計画変更を行うものです。

錦町ポンプ場は、先の下水道工務課長の事業説明にありましており、錦町下水処理場と同位置、同面積となります。

続きまして、こちらが総括図です。表示している図の下のほうにありますが、黄色が廃止、赤が新設を表しますので、廃止する錦町下水処理場が黄色で、新設する錦町ポンプ場を赤色で示してございます。

こちらが計画図となります。先ほどから御説明しているとおり、今回新たに決定する錦町ポンプ場は、現在の錦町下水処理場の場所と同位置、同面積になります。

御説明しました「計画書」、「総括図」、「計画図」を変更部分に係る計画図書一式としまして、今後の手続に使用していくこととなります。

本日机上に配布している資料が変更後の都市計画図書の図面一式となります。錦幹線、柏町汚水中継ポンプ場、上砂町雨水ポンプ場、この計画図を併せて添付させていただいております。こちらについても御確認いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。

今後の都市計画法の手続ですが、本日の案件説明後、16 条の公聴会等の開催について



は本案件は省略しまして、19条協議からの手続となります。

19条協議は、2月下旬から3月下旬まで、東京都知事に対して行ってまいります。

続いて、令和6年4月10日から25日まで、17条の縦覧及び意見書の提出の受付を行ってまいります。

こういった手続を経た上で、令和6年5月上旬に次の当審議会で諮問を行う予定で考えております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○古川会長 説明は終了しました。

次回審査予定の案件について事前に御説明いただきました。

本日は案件説明会ですので、この計画の中身についての議論は行いません。この点を踏まえた上で、御不明などがございましたら、御質問をお受けいたします。御質問ある方は挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

○藤田委員 跡地の利用というのはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

移転元の錦町下水処理場、これを移転して北多摩第二号に持って行くという話ですけれども、その錦町の跡地というのはどうされるのかなど。

○古川会長 では、御説明お願いいたします。

○小倉環境下水道部長 ここに本日参考図として出させていただいておりますけれども、これが最終形の将来イメージです。ちょっと1枚戻ってもらえますか。現在はここに管理棟ですとか焼却炉、雨水ポンプ場、それから新たに作ったこの送水建屋というのがございます。その南側には様々な、ここが曝気槽と言われているいわゆる生物によって下水処理しているところです。それから、先ほど言いましたようにためているところ、ここは終沈といいまして、ここで最後のをやって、それから消毒をして、ここから出していく流れになっています。

当面はここの施設でやるんですけれども、この池も様々な不明水とかがありますので、流量調整をするためにこの池については活用してまいります。ただ、最終的には、先ほどの辺にあった雨水ポンプ場そのものも老朽化をしておりますので、こちらのほうに移転をしたいというふうに考えています。ただ、これはまだ計画には載せておりませんので、あくまでイメージなんですけれども、こういったところに新しいここにあった雨

水ポンプ場をつくって、更新をする。そうすると、この辺に池がずっとある、これから合流改善といいまして、先ほど課長が説明しました合流式、実は3倍量、3倍の汚水量まではこの処理場で処理をするんですけども、3倍以上の下水が入った場合については、基本的に処理をせずに河川に放流をしている、これ合流式下水道の欠点なんですね。希釈されているのでやむを得ない。ただ、下水道を早く復旧させるためには雨水管と汚水管といった2つの管を置いておくには非常に時間がかかるということもありましたので、特に古い下水道についてはこの合流式が採用されていることが多いです。

そういったことから、極力水質保全をしていくためには合流改善というのをやっていきましょうということで、今年度で第1期の合流改善計画が終わるんですが、恐らく来年から新しく国のほうで合流改善計画というのが始まります。同じように我々はこの土地が空くんですけども、ここに合流改善であったり、または内水氾濫、ゲリラ豪雨対策するピークカット施設として新たな池をつくっていきたいというふうに考えています。ただ、これは地下化することによって、この上というのは、地下化するとお金がかかるんですけども、地下化することによってこういった上部利用の可能な範囲が出てくるのではないかとこのように考えてございます。

ここをどういうふうに活用していくかというのは、この今イメージのこの計画をやっていく中でどのぐらい出るのかといったことについては総合的に判断をしていきたい。今我々が想定している、市長は公約でこういったところにスポーツ施設をつくりたいと公約を掲げております。我々としてもそれも可能でしょうし、施設のZEB化、要はこういったところにソーラーパネルを入れて、自らの施設に電源供給する、もしくは電源を売電するみたいなことも含めて様々な新しい、せっかく跡地が出てきますので、こういった跡地については総合的な有効活用をしてみたいというふうに考えていますが、まだ事業計画レベルではないといった状況でございます。

以上です。

○古川会長　ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

ほかにございますか。どうぞ。

○星委員　1つは、下水道のこと私はあまり知らないんですけども、都決定、市決定とどういう関係にあるのかというのを教えてください。送水管は都決定ですけども、今回市決定ですね、このポンプ場は。その法律上の関係を教えていただきたいのと、ち

よっと些末な話なんですけれども、区域がどれが正しいのかがよく分からないんですけども、といいますのは、このパワーポイントの8ページの図ですと、この黒い線が都市施設の区域のように見えるのですが、都市計画決定図を見ると、赤い線はちょっと違うようなので、どれが正しいのか。つまり机上配布していただいた13ページと書いてありますね、赤い太い線で書いた図が多分都市施設の区域だと思うんですけども、正確にどれなのかということをお教えください。地権制限に関わることなので、一応確認させていただきたいと思っております。

○小林都市計画課長　　都市計画課長でございます。

まず1点目の都決定と市決定の違いということでございますが、東京都の決定ですけども、今回の管、錦幹線のほうの都市計画決定は東京都の決定ということで、立川市と国立市2市にまたがっておりますので、この場合は東京都が決定するという扱いになってございます。今回の下水処理場については市単独ということですので、市のほうで都市計画決定を行うという状況でございます。

○尾崎下水道工務課長　　次に、下水処理場の区域についての御質問でございます。

こちらの図面と都市計画決定の図面、囲われている範囲に差があるという御指摘でございますが、正しくは都市計画決定上においてはこここのところに昔の古い赤道が細く入ってございます。この道路部分を除いたところが計画決定の範囲になってございますので、これは現在の処理場をぐるっと囲むように黒く太くしてありますが、都市計画上はこここのところが抜けているというような状況になってございます。

ですので、正しくは都市計画決定に添付されている図書、14ページ目の太く塗られた区域が正しいものでございます。

以上です。

○星委員　　分かりました、赤道の話は分かったんですけども、赤道以外のところは黒い線が都市施設の区域ですよね。何かその黒い線の外にはみ出しているように見えるんですけども、施設が。赤い破線の範囲が。それは便宜上塗ってるのですか。何か位置を示しているわけではないのですか。

○尾崎下水道工務課長　　はい、こちら便宜上にこの既設の施設の管理棟と、それを制御する全体をポンプ施設、ポンプ棟を赤く点線で囲って示しているものであって、便宜上示しているものです。

○星委員　　分かりました。ありがとうございます。

もう一点いいですか。聞き忘れたんですけれども、ポンプ場にするということは、ここに集まってきた下水を圧送か何かすることになるんですか。

○尾崎下水道工務課長　　まず、今回の流域編入で北多摩二号水再生センターに送る施設として整備したこのブルーの施設になりますが、こちらは自然流下になります。もう一つ、現在の処理場には雨天時に大量の雨が落ちて来た場合にこちらから吐き出すポンプを備えております。ですので、今回の汚水処理系、流域編入に伴っては自然流下でポンプは存在しないんですが、既存の雨のポンプが残ることで錦町ポンプ場というような名称になってございます。

○星委員　　災害時に停電になっても、下水道は機能しているということ。

○尾崎下水道工務課長　　そうなります。まずは自然流下で流すものについては、当然ポンプがないので停電になってもそのまま流れます。もちろん下流の被害状況にもよるんですけれども、流すことは可能です。

問題はこの赤字のポンプ施設になりますが、こちらは電源喪失すれば当然ポンプは止まりますけれども、発電機等を備えておまして、数日の間であれば吐き出すことが可能なようにはなっております。

○古川会長　　ほかにございますか。どうぞ。

○伊藤委員　　7ページの新しく通す下水管の幹線なんですけれども、この地図で見ると大きな道路の下を通すということによろしいのでしょうか。

○古川会長　　お答えしてください。

○尾崎下水道工務課長　　まず、錦幹線のルートでございます。こちら既に錦町処理場からシールド工法というシールドマシンで掘削をして、国立にある北多摩2号水再生センターまでつなげる、こちらの工事は終わっております。

ルートにつきましては、立川市の錦町下水場の北側に出まして、奥多摩バイパスを通りまして、旧国道20号の下、を通りまして、南下して、新しい20号のほうに下りていくようなルートを通して北多摩二号水再生センターの中に入っていくというような状況でつながっております。

○伊藤委員　　ありがとうございます。

○古川会長　　ほかにございますか。

それでは、ないようですので、これで案件説明会を終了します。

本日予定していた案件は以上です。

以上で、都市計画審議会は終了いたします。

---

○古川会長　　続きまして、事務局から連絡事項などございますか。

○小林都市計画課長　　はい、ございます。

この後、任意でございますが、勉強会を実施したいと思います。委員の皆様におかれましては御都合がよろしければこのまま御参加くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

閉会　午後２時２８分